

# インフルエンザ予防接種費用補助のご案内

当組合の  
予防接種は  
2WAY!

当組合では、疾病予防の一環として、被保険者・被扶養者の方々のインフルエンザ予防接種費用を、年度内(4月～翌年3月) 1人1回1,000円を限度に補助をしております。利用方法には次の2つがあります。

## 2

### 東振協の契約医療機関および接種会場以外で 予防接種した場合

#### 【請求方法】

- ①各種健診補助金支給申請書
  - ②領収書の原本
  - ③インフルエンザ予防接種実施報告書
- ※領収書が写しの場合には余白に「原本に相違ない」と記載し事業主の記名捺印のあるもの

以上3点を事業所できりまとめるうえ、当組合保健事業課へご提出ください。

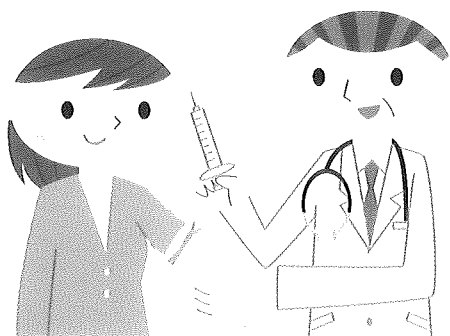
なお、「各種健診補助金支給申請書」「インフルエンザ予防接種実施報告書」は当組合ホームページからダウンロードしてください。

東振協ホームページURL

<http://www.toshinkyu.or.jp/influenza.html>

当組合ホームページURL

<http://www.keikikenpo.or.jp/>



## 1

### 東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」という)の契約医療機関および 接種会場で予防接種する場合

#### 【対象者】

- ①契約医療機関(院内予防接種)  
当組合の被保険者および被扶養者
- ②接種会場(集合予防接種)  
当組合の被保険者および中学生以下を除く被扶養者

#### 【実施期間】

- ①契約医療機関(院内予防接種)  
平成27年10月1日(木)から平成28年3月31日(木)
- ②接種会場(集合予防接種)  
平成27年11月中旬から平成27年12月中旬の土曜日および日曜日

#### 【実施場所および負担額】

東振協の契約医療機関および接種会場ごとに実施期日・料金を設定しておりますので、東振協ホームページ(左記)をご覧ください。  
なお、利用者の負担額は実施機関が設定している料金から当組合の補助額(1,000円)を差引いた金額です。

#### 【利用方法】

- ①希望する医療機関に事前に予約をしてください。
- ②左ページのインフルエンザ予防接種利用券(以下「利用券」という)をコピーし、または東振協ホームページからダウンロードしてください。
- ③利用券と被保険者証を窓口を持参してください。
- ④利用者の負担額を医療機関窓口でお支払いください。

#### 【注意事項】

東振協の契約医療機関および接種会場でインフルエンザ予防接種を受ける場合は、補助額1,000円を事前に差引いた金額で予防接種が受けられますので、補助金の請求はできません。  
※東振協では事業所に医療スタッフを派遣して実施する出張予防接種も実施しています。申込方法については東振協ホームページをご覧ください。